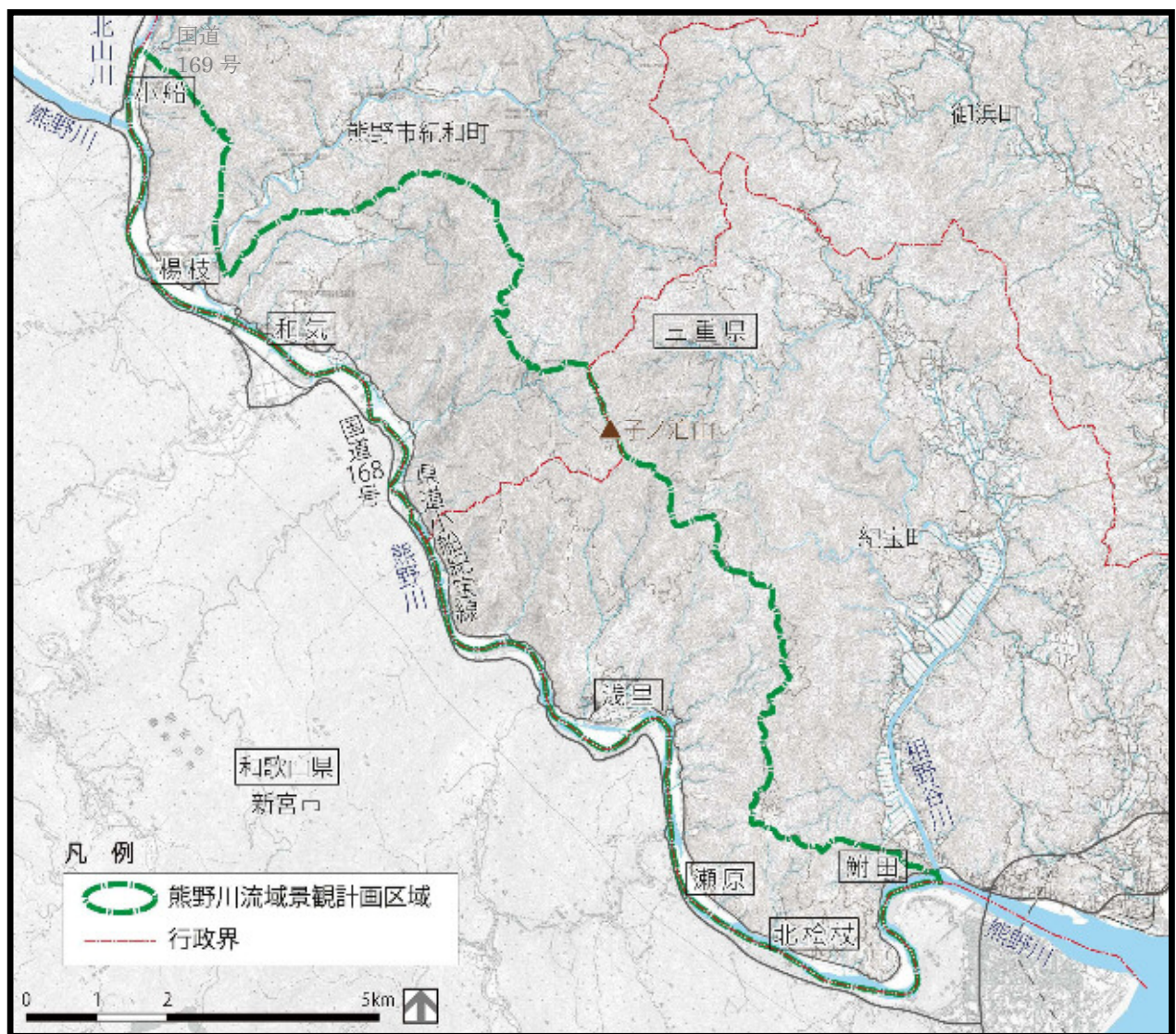


熊野川流域景観計画に基づく行為の 届出の手引き



三 重 県

目 次

はじめに	2
1 届出が必要な行為及び規模	
(1) 届出の対象となる行為	5
(2) 届出の対象外となる行為	6
2 景観形成基準	8
3 届出の手順	
(1) 届出の流れ	1 1
(2) 提出先及び提出部数	1 1
(3) 提出書類	1 2
4 提出書類参考例	
・届出書（参考例）	1 4
・景観形成基準チェックシート（記入例）	2 0
5 届出様式等	
・景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）	2 6
・景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号）	3 4
・景観形成基準チェックシート	3 5
参考資料（色相別カラーチャート、熊野川流域における景観資源）	4 0

はじめに

三重県では、熊野川流域において、「世界遺産・熊野川を有する地域にふさわしい景観」を維持・形成していくため、景観法に基づく熊野川流域に関する景観計画（以下「熊野川流域景観計画」という。）を策定しました。（平成27年4月1日運用開始）

この熊野川流域景観計画の区域内では、景観に影響を与えることが予想される建築物の建築等の行為（以下「届出対象行為」という。詳しくは p.5 参照）などについて、あらかじめ「届出」をしていただくことで、周辺の景観と調和したものとなるように誘導していきたいと考えています。

本書は、「届出」のスムーズな書類作成を目的に、必要となる手続きや届出対象行為等の解説を示したもので、届出をされる方々にとって、できる限り書類作成の負担が軽減されるように、手引き書として取りまとめたものです。

なお、以下に「届出」及び「提出書類の簡素化」に関して「よくある質問」をQ & Aにしましたので、ご参考にしてください。

「届出」に関すること

質問①:届出書の作成方法等について、相談窓口はありますか。また、作成した届出書の提出先はどこですか。

回答①:届出書の作成方法等についての相談窓口は、県の「都市政策課」となります。また、届出書の提出先は、行為が行われる場所の市役所・町役場となります。

相談窓口	三重県	県土整備部都市政策課	059-224-2748
届出書の 提出先	熊野市	建設課	0597-89-4111（代表）
	紀宝町	基盤整備課	0735-33-0375

質問②:届出書の提出時期は、「あらかじめ」と規定されていますが、具体的にはいつまでに提出すればよいのですか。

回答②:景観法では、届出書を提出した日から原則30日間、行為（基礎工事等）に着手できないこととなっていますので、行為の着手予定日の30日前までに届出書を提出してください。

なお、届出書を提出する以前にご相談いただいた場合は、着手できない期間（30日間）を短縮できることがありますので、できる限り事前の相談をお願いします。

質問③:届出書の提出は、行為の着手の30日前までとなっていますが、なぜですか。

回答③:行為（基礎工事等）の着手直前に計画の変更をしていただくことは、届出者にとって過度な負担となることから、そうならないように、計画の変更が可能な段階（30日前）で、届出をしていただき、審査を行うためです。

質問④:届出書の提出は、行為の着手の30日前までとなっていますが、どのような行為が着手にあたりますか。

回答④:例えば、建築物を「新築」する場合は、建築物の基礎工事等をいいます。

質問⑤:現在行っている建築行為や開発行為等の届出対象行為については、届出が必要ですか。

回答⑤:熊野川流域景観計画の運用を開始する日(平成27年4月1日)の前日(平成27年3月31日)までに、行為に着手しているものは、届出不要です。

質問⑥:自宅の空きスペースに、小さな既製品の物置を設置しようと思っています。このような場合も届出は必要ですか。

回答⑥:景観法の届出では、棟単位で「新築」、「増築」を判断します。ご相談のケースの「既製品の物置を設置する行為」は、「新築」にあたります。「新築」は、大きさにかかわらず、すべての行為で届出が必要となります。

なお、既存の建物に、倉庫を「増築」する場合は、増築部分の面積が10㎡以下であれば、届出不要です。

届出が必要かどうか判断に迷われた場合は、県の「都市政策課」(電話番号:059-224-2748)まで、お気軽にご相談ください。

質問⑦:自宅の外壁を塗り替える計画があります。従前の外壁の色と同じ色で塗り替える場合も届出は必要ですか。

回答⑦:従前と同じ色に塗り替える場合は、たとえ鮮やかな色彩であっても、「色彩の変更」に該当しないため、届出不要です。しかしながら、熊野川流域景観計画の区域内では、「使用可能な色彩の範囲」(p.40:色相別カラーチャートを参照)を定めていますので、従前の色が「使用可能な色彩の範囲」外(例えば、鮮やかな赤色や青色等)であった場合は、できる限り「使用可能な色彩の範囲」内への色彩変更をご検討ください。

質問⑧:熊野川流域景観計画で定めた「使用可能な色彩の範囲」内で、外壁を塗り替える場合、届出は必要ですか。

回答⑧:熊野川流域景観計画で定めた「使用可能な色彩の範囲」内への「色彩の変更」は、届出不要です。

質問⑨:林業を営んでいます、「木竹の伐採」は、届出が必要ですか。

回答⑨:熊野川流域景観計画では、「木竹の伐採」を届出対象行為として定めていませんので、届出不要です。

質問⑩:行為地が、熊野市と紀宝町の行政界にわたる場合、届出の手続きはどうなりますか。

回答⑩:熊野市と紀宝町のそれぞれに、届出書（正1部、副2部）を提出してください。（正1部は県庁審査用、副1部は市町受付用、副1部は届出者控え用です。）

「提出書類の簡素化」に関すること

三重県景観計画第5章2（1）①イ「届出対象行為」の規模に満たない行為（例：建築面積1,000㎡以下の建築、高さ13m以下の工作物の建設等）については、景観法施行規則第1条第3項の規定に基づき、提出書類を簡素化できる場合がありますので、その事例を以下に示します。

質問①:自宅の外壁を塗り替える計画がありますが、建設当時の図面が見つかりません。届出書に添付する配置図や立面図を自分でつくるのも難しいし、困っています。提出書類の省略はできませんか。

回答①:原則、提出書類の省略はできませんが、例えば、建物全体の外観を写真で撮影し、その写真を届出書に添付していただくことで、配置図や立面図の代替書類とすることもできます。[県の「都市政策課」](http://www.pref-mie.go.jp/urbanpolicy)（電話番号：059-224-2748）まで、[お気軽にご相談ください。](http://www.pref-mie.go.jp/urbanpolicy)

質問②:自宅の屋根を、ホームセンターで買って来た塗料で塗り替えようと考えていますが、商品にマンセル値が記載されていないため、届出書の様式にマンセル値を記載できません。どうすればよいですか。

回答②:使用される塗料の製品カタログ、もしくは塗料缶の写真等を添付してください。県の「都市政策課」で確認させていただきます。

質問③:自宅の空きスペースに、既製品の物置を設置しようと思っています。届出書を作成しようと思いますが、既製品のカタログを提出書類に替えてもよいのですか。

回答③:既製品のカタログに、形状・寸法や色彩等の必要事項が記載されていれば、立面図の代替書類としていただくことは可能です。ただし、届出書や付近見取図、チェックシート等は作成してください。

※提出書類の簡素化につきましては、個別に、[県の「都市政策課」](http://www.pref-mie.go.jp/urbanpolicy)（電話番号：059-224-2748）で対応いたしますので、[お気軽にご相談ください。](http://www.pref-mie.go.jp/urbanpolicy)

1 届出が必要な行為及び規模

(1) 届出の対象となる行為

熊野川流域景観計画の区域（※）で、次の表に掲げる行為をしようとする場合は、**あらかじめ届出が必要です**。また、景観法の規定により、届出書の受理（受付）から30日間（最大90日間）は、行為に着手することができませんが、行為に着手できない期間は、短縮できる場合があります。（届出の流れは p. 11 を参照）

※ 熊野川流域景観計画の区域：熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲（表紙を参照）

行為の区分		規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※1）		すべての行為
しくは工作物の新設、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更 しくは移転、外観を変更することとなる修繕若	① 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの（※2）	すべての行為
	② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（※3）	
	③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）（※4）	
	④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）（※5）	
	⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの（※6）	
	⑥ 擁壁、さく、塀（※7）	
	⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設（※8）	
	⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの（※9）	
	⑨ 自動車車庫の用途に供するもの（※10）	
	⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの（※11）	
	⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	
	⑫ 太陽光発電施設（土地若しくは水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。）	
開発行為（※12）又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）		すべての行為
土石の採取又は鉱物の掘採		すべての行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（※13）		すべての行為

(2) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為については、「(1) 届出の対象となる行為」に該当する場合であっても、届出の対象外となります。

○建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの	三重県景観規則第6条第2項第10号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第11号
仮設の建築物の建築等	三重県景観づくり条例第8条第3項第1号
工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積(※14)が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第12号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第13号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
建築物及び工作物の外観を変更することとなる色彩の変更のうち、熊野川流域における景観形成基準の制限範囲内の色彩の変更	三重県景観規則第7条第2項第2号
存続期間が90日を超えない屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	三重県景観づくり条例第8条第3項第2号

○法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	三重県景観規則第5条第1号
自然公園法第10条第1～第3項、第16条第1～第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項	三重県景観規則第5条第2号
砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可(一時的な利用に限る。)	三重県景観規則第5条第3号

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為(景観法第16条第7項第2号)

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(景観法施行令第8条第4号イ)

○建築物の存する敷地内で行う行為であり、道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、及び屋外における1.5m以下の土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(景観法施行令第8条第4号ロ(2)、(4))

○農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、高さが1.5m以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等、及び幅員が2m以下の用排水路、又は幅員が2m以下の農道若しくは林道の設置(景観法施行令第8条第4号ハ(2)、(3))

○その他景観法第16条第7項に掲げる行為

<用語の補足>

- ※1 建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。
新築：敷地に新たに建築物を造ることをいいます。
増築：敷地内の既存の建築物の延べ面積を増やすことをいいます。
改築：従前の建築物等を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なるものを造ることをいいます。
移転：同一の敷地内において建築物等の位置を移動することをいいます。
修繕：既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない修繕については、届出不要です。
模様替：既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない模様替については、届出不要です。
- ※2 土地に独立して造られる煙突をいいます。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。
- ※3 送電のための電線路、有線電気通信のための電話線路等の柱状の工作物が該当します。
- ※4 携帯電話基地局、電波塔、風力発電施設等の柱状の工作物が該当します。
- ※5 オブジェ、宗教的なシンボル等が該当します。また、屋外広告物を掲出する物件とは、主として屋外広告物を設置する目的で設置する工作物のことをいいます。
- ※6 その他これらに類するものとして、飼料、肥料、穀物、セメント、石油、ガスなどの貯蔵施設が該当します。また、建築物に設けられる高架水槽等は建築設備に該当し、建築物に含まれます。
- ※7 擁壁とは、建築基準法施行令 138 条第1項第5号に該当するものをいいます。さく、塀とは、建築物のない土地に造られるさく、塀をいい、建築物の敷地に造られるものは、建築物に含まれます。
- ※8 建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定する遊戯施設が該当します。
- ※9 建築基準法別表第2(り)項第3号(13)、(13の2)、(ぬ)項第1号(21)の用途に供するものをいいます。
- ※10 建築物に該当しない機械式駐車装置が該当します。
- ※11 建築物に該当しないもので、建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の2の3各号のいずれかに該当するものを除く）が該当します。
- ※12 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。
- ※13 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。
再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいいます。
- ※14 工作物の水平投影面積のことをいいます。（建築基準法施行令第2条第1項第5号）

2 景観形成基準（良好な景観保全のための基準）

景観形成基準は、「世界遺産・熊野川を有する地域にふさわしい景観」を維持・形成していくため、熊野川流域における建築物の建築等の行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めています。

区 分		基 準
(1) 共通的事項		
		<p>① 熊野川から眺望できる景観が、世界遺産のコアゾーン及びバッファゾーンと一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう、周囲の景観との調和を図ること。</p> <p>② 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。</p> <p>③ 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、<u>主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。</u></p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;">「主要な視点場」：視対象（眺められる対象物）を眺望するために設置された場所又は眺望することができる場所のうち、不特定多数の人が自由に立ち入ることができ、視線を遮らずに眺望できる場所です。</p> <p>④ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。</p>
(2) 個別的事項		
<p>① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更</p>	ア 配置及び 規模	<p>a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。また、熊野川から見たときに、山稜のスカイラインから突出しない配置及び規模とすること。</p> <p>d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>e) 行為地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>f) 集落にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。</p> <p>g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。</p>
	イ 形態及び 外観	<p>a) 熊野川から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び外観とすること。</p> <p>b) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>c) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>d) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>e) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>f) 集落では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p>

区 分	基 準																	
① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ウ 色彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 b) 建築物及び工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとすること。 ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、又は他の法令等の規定により、これら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。																
	全体面積の 大部分（70% 程度以上）を 占める色	（建築物及び工作物の外観の基調色として使用可能な色彩の範囲）																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>8 未満</td> <td>3 未満（無彩色含む）</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～2.5Y</td> <td>8 未満</td> <td>4 未満（無彩色含む）</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>8 未満</td> <td>2 未満（無彩色含む）</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R～10R	8 未満	3 未満（無彩色含む）	0.1YR～2.5Y	8 未満	4 未満（無彩色含む）	上記以外	8 未満	2 未満（無彩色含む）				
	色相	明度	彩度															
	0.1R～10R	8 未満	3 未満（無彩色含む）															
	0.1YR～2.5Y	8 未満	4 未満（無彩色含む）															
上記以外	8 未満	2 未満（無彩色含む）																
全体面積の 25～30%程 度を占める 色	（建築物及び工作物の外観の副基調色として使用可能な色彩の範囲）																	
全体面積の 5%程度を 占める色	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.1R～10R</td> <td>7 以上 8 未満の場合</td> <td>4 未満（無彩色含む）</td> </tr> <tr> <td>7 未満の場合</td> <td>6 未満（無彩色含む）</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～2.5Y</td> <td>8 未満</td> <td>6 未満（無彩色含む）</td> </tr> <tr> <td>2.6Y～10Y</td> <td>8 未満</td> <td>4 未満（無彩色含む）</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>8 未満</td> <td>3 未満（無彩色含む）</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R～10R	7 以上 8 未満の場合	4 未満（無彩色含む）	7 未満の場合	6 未満（無彩色含む）	0.1YR～2.5Y	8 未満	6 未満（無彩色含む）	2.6Y～10Y	8 未満	4 未満（無彩色含む）	上記以外	8 未満	3 未満（無彩色含む）
色相	明度	彩度																
0.1R～10R	7 以上 8 未満の場合	4 未満（無彩色含む）																
	7 未満の場合	6 未満（無彩色含む）																
0.1YR～2.5Y	8 未満	6 未満（無彩色含む）																
2.6Y～10Y	8 未満	4 未満（無彩色含む）																
上記以外	8 未満	3 未満（無彩色含む）																
エ 素材	c) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。																	
オ 緑化	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。 c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。 d) 集落、文化財等に近接する地域では、集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。																	
カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。 b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせて、できる限り周辺の景観に調和させること。																	

<p>②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)</p>	<p>ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。 イ 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。 ウ できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。 エ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 オ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>
<p>③土石の採取又は鉱物の掘採</p>	<p>ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。 イ 期間及び規模は、必要最小限にとどめること。 ウ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 エ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p>
<p>④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	<p>ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。 イ できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。 ウ 積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 エ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>

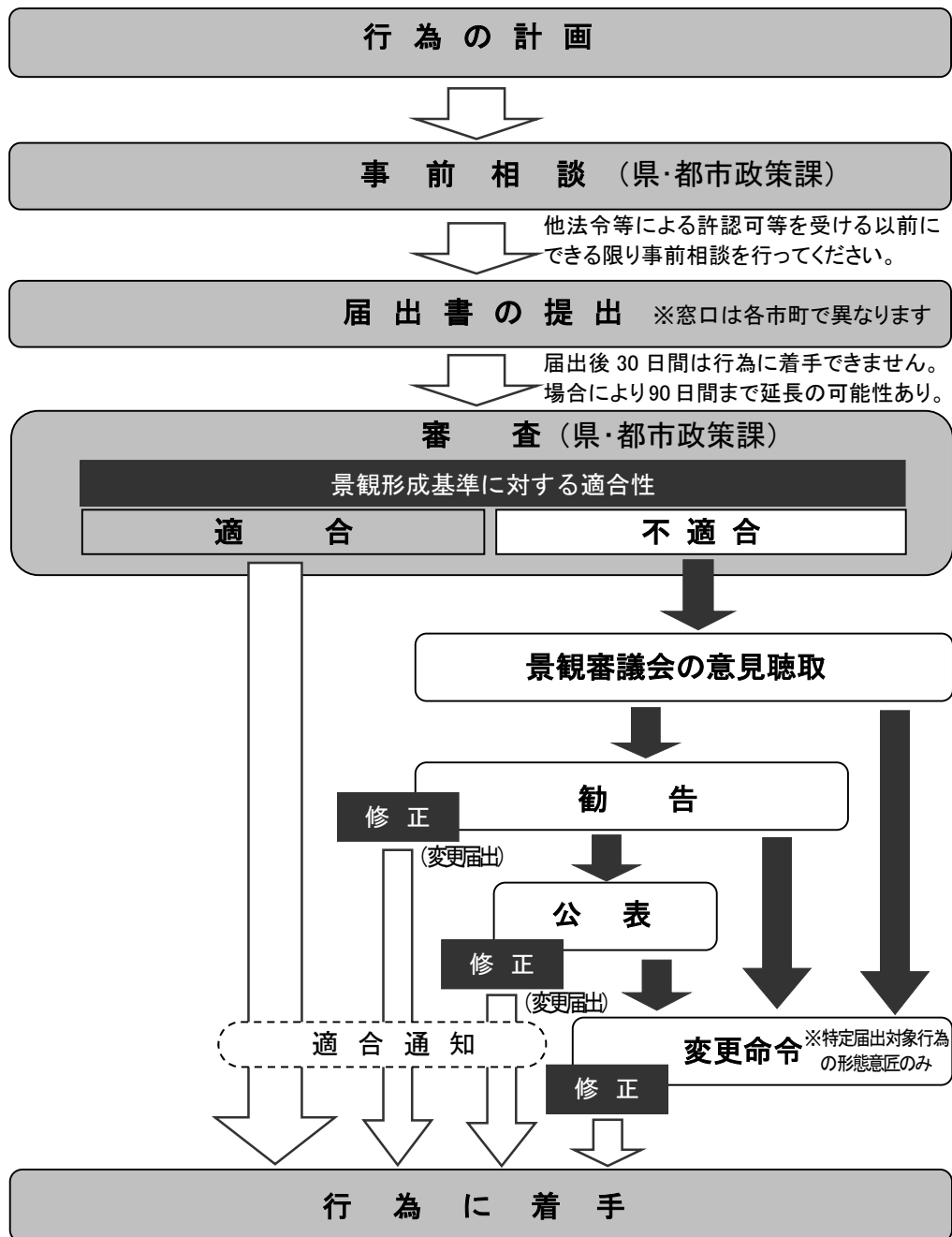
※ 景観形成基準の考え方については、「三重県景観計画解説書 行為の制限に関する基準解説書」を参考にしてください。以下のホームページから確認できます。

アドレス : <http://www.pref.mie.lg.jp/keimachi/hp/>

3 届出の手順

(1) 届出の流れ

熊野川流域景観計画に係る届出（景観法第16条第1項又は第2項）の流れは、次のとおりです。



- ※ 届出をした行為が完了しましたら、速やかに完了報告書を都市政策課まで提出してください。
- ※ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（景観法第103条第1号）
- ※ 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。（景観法第102条第1号）

(2) 提出先及び提出部数

行為が行われる場所を所管する熊野市役所、または紀宝町役場（p.2 回答①参照）に3部（正本：県庁審査用1部、副本：市町受付用1部、届出者控え用1部）提出してください。

(3) 提出書類

①景観計画区域内における行為の届出書（三重県景観規則様式第1号）又は景観計画区域内における行為の変更届出書（三重県景観規則様式第2号）

②次の表に掲げる図書

※ただし、三重県景観計画第5章2（1）①イ「届出対象行為」の規模に満たない行為（例：建築面積1,000㎡以下の建築物の建築、高さ13m以下の工作物の建設等）については、景観法施行規則第1条第3項の規定に基づき、図書を簡素化できる場合があります。

行為の種類	図 書		
	種 類	図書に記載する内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の建築等 ・ 工作物の建設等 	付近見取図 （景観法施行規則第1条第2項第1号イ） 参考例p.16①参照	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上（※）
	現況写真 （景観法施行規則第1条第2項第1号ロ） 参考例p.16②参照	1 行為の場所及びその周辺の状況（複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと） 2 熊野川の対岸からの眺望状況（眺望できる場合に限る）	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真（カラー写真。プリンタによる印刷物でも可）
	配置図 （景観法施行規則第1条第2項第1号ハ） 参考例p.17③参照	1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7 外構施設の位置、材料及び面積	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 縮尺100分の1以上（※）
	立面図 （景観法施行規則第1条第2項第1号ニ） 参考例p.17～19④参照	1 縮尺 2 各面の方位及び寸法 3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4 屋根、壁面等の仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系等による表示））	建築物又は工作物の彩色された二面以上の立面図 縮尺50分の1以上（※）
	景観形成基準チェックシート （景観法施行規則第1条第2項第3号） 記入例p.20参照	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	その他参考となるべき事項を記載した図書
	予測結果調書 （景観法施行規則第1条第2項第3号）	太陽光発電施設の設置に伴う景観への影響の程度及び景観への影響をできるかぎり回避・低減することを目的として検討した対策等の内容	その他参考となるべき事項を記載した図書
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為 ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 	付近見取図 （景観法施行規則第1条第2項第2号イ、三重県景観規則第4条第1号）	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上（※）

行為の種類	図 書		
	種 類	図書に記載する内容	備 考
・開発行為 ・土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採その他 の土地の形質の変更	現況写真 (景観法施行規則第 1条第2項第2号ロ、 三重県景観規則第4 条第2号)	1 行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと) 2 熊野川の対岸からの眺望状況(眺望できる場合に限る)	当該区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 (カラー写真。プリンタによる印刷物でも可)
	現況平面図 (景観法施行規則第 1条第2項第2号イ、 三重県景観規則第4 条第1号)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の区域 4 周辺の土地利用の現況及び地形 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 断面図に係る断面の位置及び方向	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上としますが次の計画平面図と縮尺を合わせてください(※)
	計画平面図 (景観法施行規則第 1条第2項第2号ハ、 三重県景観規則第4 条第3号、同条第4号 イ・ロ)	1 縮尺 2 方位 3 断面図に係る断面の位置及び方向 4 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 5 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 6 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 (土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ)	設計図又は施行方法を明らかにする図面、採取又は掘採の方法を明らかにする図面、採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
	断面図 (景観法施行規則第 1条第2項第2号ハ、 三重県景観規則第4 条第3号、同条第4号 イ・ロ)	1 縮尺 2 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面	設計図又は施行方法を明らかにする図面又は採取又は掘採の方法を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
	景観形成基準チェックシート (景観法施行規則第 1条第2項第3号、三 重県景観規則第4条 第6号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	その他参考となるべき事項を記載した図書
・屋外における 土石、廃棄物、再生 資源その他の物件の 堆積	付近見取図 (三重県景観規則第 4条第1号)	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向	物件の堆積を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上(※)
	現況写真 (三重県景観規則第 4条第2号)	1 行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと) 2 熊野川の対岸からの眺望状況 (眺望できる場合に限る)	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 (カラー写真。プリンタによる印刷物でも可)
	配置図 (三重県景観規則第 4条第5号)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 堆積する物件の位置、種類及び規模 6 遮へい物の位置、種類、構造及び規模	当該敷地内における物件の堆積する場所及び方法を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
	景観形成基準チェックシート (三重県景観規則第 4条第6号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	その他参考となるべき事項を記載した図書

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

4 提出書類参考例

様式第1号(第3条関係)

参 考 例

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

〇〇年 〇月 〇日

三重県知事 宛て

届出者 住 所 **熊野市〇〇町〇〇番〇〇号**

氏 名 **景観 太郎**

電話番号 **0597-〇〇-〇〇〇〇**

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
		用途 (住宅)				
	目的	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			種類 ()			
		(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所		熊野市〇〇町〇〇番〇〇号				
行為の着手予定年月日		〇〇年5月1日	行為の完了予定年月日		〇〇年9月30日	
連絡先	所在地及び電話番号		所在地 紀宝町〇〇 〇〇番〇〇号 電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇			
	名称及び担当者名		名称 景観設計事務所 担当者名 景観 次郎			
※受付欄	書類作成を代理人に委任する場合は、必要事項を記載するとともに、委任状(p.25 参照)を添付してください。 ※届出者が自ら書類を作成する場合は、記載不要です。				※処理欄	

(規格 A 4)

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築 ・増築 ・改築 ・移転			届出部分	既存部分	合計		
	敷地面積		260 m ²	0 m ²	260 m ²		
	建築面積		83.25 m ²	0 m ²	83.25 m ²		
	延べ面積		(2階) 120.75 m ²	(階) 0 m ²	(2階) 120.75 m ²		
	高さ		7.5 m	0 m	7.5 m		
構造		木造					
(該行為に○を付けてください) 外部仕上げ			届出部分	既存部分			
	屋根	色彩	N4：マンセル表色系（色の三属性を記号と数値に置き換えて表示する方法）を用いて、「いぶし銀」の色を表しています。 ※マンセル値が不明な場合は、p.4(回答②)を参照				
		素材					
	外壁	色彩				別添立面図参照	
		素材				吹付仕上げ塗材等	
			届出部分	既存部分	合計		
	敷地の緑化						
	緑地面積		6 m ²	0 m ²	6 m ²		
	樹種等		サツキ、ツツジ、ウメガシ				
	その他						
外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)			変更面積	変更後	変更前		
	屋根	色彩	m ²				
		素材	m ²				
	外壁	色彩	m ²				
		素材	m ²				
(対象建築物) ・外観面積 _____ m ² ・建築面積 _____ m ² ・延べ面積 _____ m ² ・高さ _____ m ・構造 _____							
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		・敷地内を緑化するとともに、周辺の景観を乱さない外観とした。 ・外壁及び屋根の色彩は、周辺の自然景観と調和するよう、景観形成基準の範囲内の落ち着いた色彩とした。					

① 付近見取図 (建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面)
(縮尺:1/2500以上)



② 現況写真 (当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真)

写真①
(敷地南から撮影)



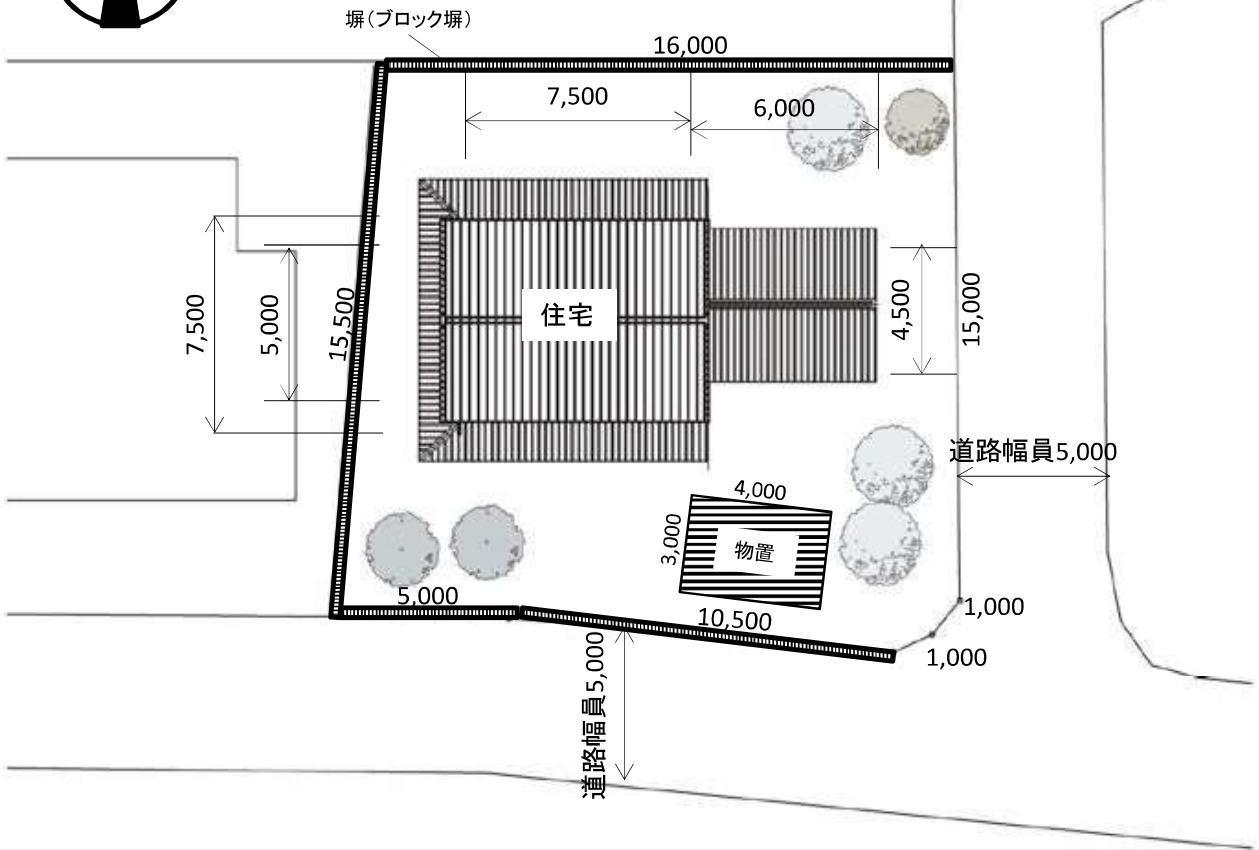
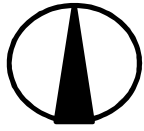
写真②
(東側道路から
北方向を撮影)



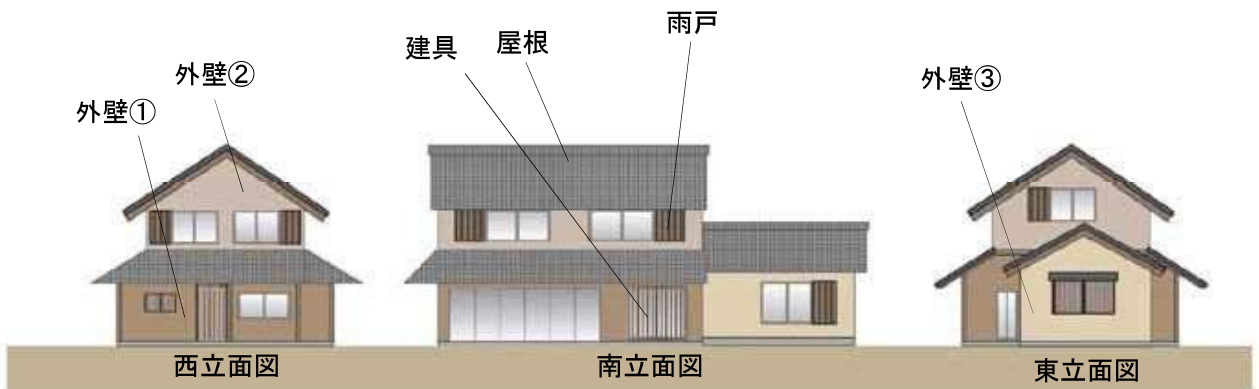
写真③
(南側道路から
西方向を撮影)



③ 配置図 (当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面)
(縮尺:1/200)



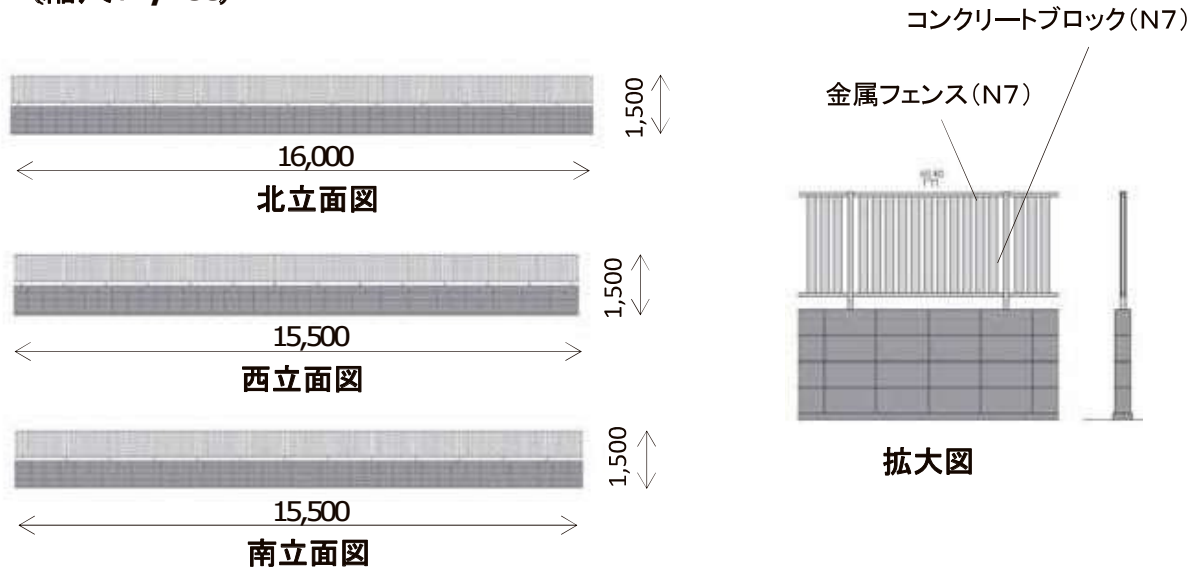
④ 住宅の場合: 立面図 (建築物又は工作物の彩色された二面以上の立面図) (縮尺:1/200)



外壁①: 基調色 (7.5YR4/3)
外壁②: 基調色 (10YR7/2)
外壁③: 基調色 (2.5Y7/3)

建具、雨戸: 副基調色 (10YR5/4)
屋根: 基調色 (N3)

④ 塀(ブロック塀)の場合: 立面図 (建築物又は工作物の彩色された二面以上の立面図)
(縮尺: 1/200)



※提出書類(図面)の簡素化(例): 塀の立面図に替えて、同タイプの塀の写真を添付



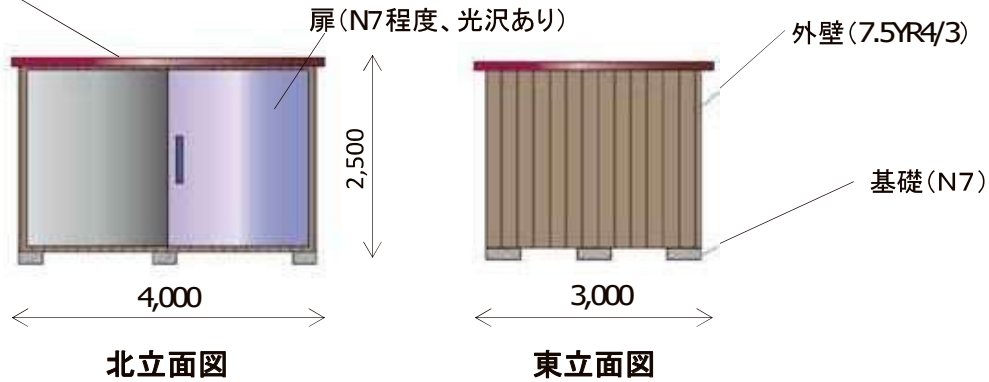
立面図に替えて、
同タイプの塀の写真
を添付し、建設予定
の塀の概略を記載
することも可能

<塀(ブロック塀)の概略>

塀の構造: コンクリートブロック(上部: 金属フェンス)
塀の高さ: 1.5m
塀の幅: 15cm
塀の色: 素材色(N7程度)
添付写真: 同タイプの写真を添付

④ 物置の場合：立面図（建築物又は工作物の彩色された二面以上の立面図）（縮尺：1/100）

屋根10R4/8(アクセント色 使用割合：5%程度)



※提出書類(図面)の簡素化(例)：物置の立面図に替えて、同タイプの物置の写真を添付



立面図に替えて、同タイプの物置の写真を添付し、建築予定の物置の概略を記載することも可能

<物置の概略>

物置の構造：軽量鉄骨

物置の高さ：2.5m

物置の寸法：横4m× 縦3m(面積：12㎡)

物置の色：既製品のカタログを添付

添付写真：同タイプの写真を添付

色彩が不明な場合は、カタログ等、色の記載がある資料を添付してください。

記入例

(熊野川流域景観計画用)

景観形成基準チェックシート

「届出書」に必要な添付書類（景観法施行規則又は三重県景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名		株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 （景観 太郎）			
行為の場所		〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号			
周辺景観の特性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道小船紀宝線沿いに位置し、熊野川の対岸が眺望できる。 ・ 敷地の西側には景観資源（p.41 参照）である「小船梅林」がある。 ・ 集落内の敷地外構は、生垣や石積みを残している。 ・ 敷地は、山林と田園に囲まれている。 			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否		
1 共通的事項	① 熊野川から眺望できる景観が、世界遺産のコアゾーン及びバッファゾーンと一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう、周囲の景観との調和を図ること。	<p><熊野川から見える場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 168 号（169 号）から望見できるため、周囲の景観に配慮した建築計画とした。 ・ 国道 168 号（169 号）から望見できる部分については、土地の改変を最小限に計画した。 <p><熊野川から見えない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 168 号（169 号）からは望見できない。 			
	② 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣や石積みの外構を残し、集落景観に配慮した。 ・ 周辺の建物と大きく異なる規模とした。 			
	③ 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、 <u>主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう</u> 配慮すること。	<p><主要な視点場がある場合>（※詳しくは p.8 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な視点場（浅里展望台）からの眺望に配慮して、行為地を選定した。 <p><主要な視点場がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺には視点場（浅里展望台）があるが、視点場からの眺望の範囲に入っていない。 ・ 周辺に、主要な視点場はない。 			
	④ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。	<p><複数の建築物等がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地内の複数の建物間で、建築物の基調色を揃えて計画した。 <p><複数の建築物等がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地内には複数の建築物はない。 			
2 個別的事項	ア 配置及び規模	① 外観を建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、模様替又は色彩の変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは移転、増築、改築若しくは移転、模様替又は色彩の変更	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路境界から壁面を後退し、周辺にゆとりを感じさせている。 ・ 周辺の建築物から突出しない高さとした。 	
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。	<p><主要な視点場がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な視点場（浅里展望台）からの眺望を妨げないように高さを抑えて計画した。 <p><主要な視点場がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺には主要な視点場（浅里展望台）があるが、視点場からの眺望の範囲に入っていない。 ・ 周辺に、主要な視点場はない。 		
		c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。また、熊野川から見たときに、山稜のスカイラインから突出しない配置及び規模とすること。	<p><山稜の近傍にある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 168 号（169 号）からの眺望に配慮し、稜線を乱さないように尾根から下げて配置した。 <p><山稜の近傍にない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山稜の近傍にはない。 		

眺めを楽しむ場所 ※詳しくは p.8 参照

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否		
2 個 別 的 事 項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配 置 及 び 規 模	d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。	<p><周辺に山林等樹木がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の樹木より高さを低く計画した。 ・ できる限り樹林から出る高さを抑えて計画したが、0m程度見えてしまうため、極力目立たないようその部分を、周辺に溶け込むアースカラーで計画した。 <p><周辺に山林等樹木がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺には、山林等の樹木はない。 	
			e) 行為地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	<p><周辺に山林等樹木がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源（楊枝薬師堂）に近接しているが、00m以上の離隔距離を確保して計画した。 <p><周辺に山林等樹木がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地は、景観資源（p.41 参照）に近接していない。 	
			f) 集落にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	<p><行為地が集落内にある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の建築物から突出しない高さで計画した。 <p><行為地が集落内ではない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地は集落内ではない。 	
			g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。	<p><行為地が公共の場所に接する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路境界から0m後退して配置した。 ・ 道路境界から0m後退して、その部分を緑化する計画とした。 ・ 0階以上の部分の壁面を後退し、歩行者等への圧迫感を軽減するよう配慮した。 <p><行為地が公共の場所に接しない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地は、道路、公園等の公共の場所に接していない。 	
		イ 形 態 及 び 外 観	a) 熊野川から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び外観とすること。	<p><熊野川から見える場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊野川からの眺望に配慮して、生垣や石積みの外構を残し、集落景観に配慮した。 ・ 熊野川からの眺望に配慮して、集落内に溶け込む勾配屋根を採用した。 <p><熊野川から見えない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊野川から行為地は見えない。 	
			b) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両隣の建築物と屋根の高さ・勾配を揃えた。 ・ 不必要な飾りをなくし、建築物全体をすっきりとさせた。 	
			c) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。	<p><主要な視点場がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な視点場（浅里展望台）から、熊野川の眺望を阻害しないようすっきりとした形態で計画した。 <p><主要な視点場がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺には主要な視点場（浅里展望台）があるが、視点場からの眺望の範囲に入っていない。 ・ 周辺に主要な視点場はない。 	
			d) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。	<p><外壁又は屋上に設備を設ける場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エアコンの室外機は、目隠し板で囲った。 ・ 設備配管を建築物の外壁色と類似した色で計画した。 <p><外壁又は屋上に設備を設けない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備配管を見える位置に設けない。 	
			e) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。	<p><屋外階段、ベランダ等を設ける場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベランダの形状、素材を建物本体と揃えた。 ・ 屋外階段を建物と一体のデザインとした。 <p><屋外階段、ベランダ等を設けない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベランダ、屋外階段は設けない。 	

項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否																	
2 個別的事項	イ 形態及び外観	f) 集落にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	<p><行為地が集落内にある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物との連続性に配慮して、既存の生垣や石積みの外構を残す計画とした。 周辺の建築物と同じ形状の庇を設けた。 <p><行為地が集落内ではない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地は集落内ではない。 																	
		g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。	<p><行為地が公共の場所に接する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 壁面の形状に変化を持たせて、圧迫感を軽減した。 無窓の長大な壁面が続かないように開口部を設けた。 <p><行為地が公共の場所に接しない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地は、道路、公園等の公共の場所に接していない。 																	
		ウ 色彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 集落内の家屋でよく使用されている淡いベージュを、基調色として計画した。 自然景観の中で目立たないように濃い茶色を使用した。 																
		基準																		
	b) 建築物及び工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、又は他の法令等の規定により、これら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。																			
	(建築物及び工作物の外観の基調色として使用可能な色彩の範囲)																			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>8未満</td> <td>3未満(無彩色含む)</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>4未満(無彩色含む)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>8未満</td> <td>2未満(無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	0.1R~10R	8未満	3未満(無彩色含む)	0.1YR~2.5Y	8未満	4未満(無彩色含む)	上記以外	8未満	2未満(無彩色含む)				
	色相	明度	彩度																	
	0.1R~10R	8未満	3未満(無彩色含む)																	
	0.1YR~2.5Y	8未満	4未満(無彩色含む)																	
上記以外	8未満	2未満(無彩色含む)																		
(建築物及び工作物の外観の副基調色として使用可能な色彩の範囲)																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.1R~10R</td> <td>7以上8未満の場合</td> <td>4未満(無彩色含む)</td> </tr> <tr> <td>7未満の場合</td> <td>6未満(無彩色含む)</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~2.5Y</td> <td>8未満</td> <td>6未満(無彩色含む)</td> </tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td> <td>8未満</td> <td>4未満(無彩色含む)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>8未満</td> <td>3未満(無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	0.1R~10R	7以上8未満の場合	4未満(無彩色含む)	7未満の場合	6未満(無彩色含む)	0.1YR~2.5Y	8未満	6未満(無彩色含む)	2.6Y~10Y	8未満	4未満(無彩色含む)	上記以外	8未満	3未満(無彩色含む)
色相	明度	彩度																		
0.1R~10R	7以上8未満の場合	4未満(無彩色含む)																		
	7未満の場合	6未満(無彩色含む)																		
0.1YR~2.5Y	8未満	6未満(無彩色含む)																		
2.6Y~10Y	8未満	4未満(無彩色含む)																		
上記以外	8未満	3未満(無彩色含む)																		
具体的な配慮又は工夫の内容			※適否																	
<ul style="list-style-type: none"> 基調色、副基調色を基準の範囲内の色彩で計画した。 使用可能な色彩の範囲外ではあるが、自然素材(木材、石材、土材など)とし、周辺と馴染むように配慮した。 																				
基準		具体的な配慮又は工夫の内容																		
c) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。		<p><アクセント色を使用した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 会社のシンボルカラー(〇〇)を建築物全体に使用せずに、アクセント的にラインを入れる計画とした。 アクセント色の割合は5%程度とし、全体のバランスに配慮した。 <p><アクセント色を使用しない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> アクセント色は使用しない。 																		

全体面積の大部分(70%程度以上)を占める色

全体面積の25~30%程度を占める色

全体面積の5%程度を占める色

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	エ 素材 a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物に使われている外壁仕上げと同じ工法を採用した。 金属面をつや消し加工し、反射を少なくした。 	
		b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 地場産材の杉、ヒノキを外壁面に使用した。 道路から玄関までのアプローチに、既存の生垣や石積みを活用した。 	
		c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 耐久性に優れたヒノキを壁面の一部に使用した。 時間とともに景観に溶け込むように、自然素材(例えば、木材、石材、土材)を外装材の一部に使用した。 	
		d) 集落、文化財等に近接する地域では、集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。	<p><行為地が集落、文化財等に近接する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の家屋と同じ板張りとした。 周辺の家屋と同じ日本瓦葺きとした。 <p><行為地が集落、文化財等に近接しない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地は、集落、文化財等に近接していない。 	
	オ 緑化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内空地の〇%を植栽帯とし、緑化を図る計画とした。 〇〇、〇〇(樹種)を中心に〇種類の樹木、〇種類の草本を使用し、変化のある植栽とした。 	
		b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。	<p><行為地の境界を囲う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺で多く使われる〇〇(樹種)による垣根を設けた。 <p><行為地の境界を囲わない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地の境界を囲う計画はない。 	
		c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	<p><行為地に樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地内にある樹齢〇年の古木を残せるような建築物の配置とした。 〇〇の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせた。 <p><行為地に樹姿、樹勢の優れた樹木がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地に樹姿、樹勢の優れた樹木はない。 	
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。	<p><屋外駐車場がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場の入口、出口を各1箇所とし、他の部分を〇〇(樹種)の生垣で囲う計画とした。 <p><屋外駐車場がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地に屋外駐車場は設けない。 	
		b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	<p><屋外照明を設ける場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地外に光が散乱しないように、照明の方向を調整する。 照明を低い位置に設けた。 <p><屋外照明を設けない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間の屋外照明は設けない。 	
		c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせて、できる限り周辺の景観に調和させること。	<p><行為地内に既存建築物がある場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の建築物の外壁を今回建築する建築物と同一の色に塗り替える計画とした。 既存の建築物の陸屋根を、周辺と同様の勾配屋根とする。 <p><行為地内に既存建築物がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地内に既存建築物はない。 	

項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個 別 的 事 項	② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。	・ 切土や盛土が少なくなるよう、現状の地形を活かした造成計画とした。	
		イ 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。	・ 現状の地形をできる限り残し、変更する土地の範囲が最小限となるよう配慮した。	
		ウ できる限り現況の地形を活かし、長大な法面又は擁壁が生じないようにすること。	・ 擁壁の使用を極力減らし、高低差をのり面で処理した。	
		エ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	<のり面の計画がある場合> ・ 土質の安定勾配よりも緩い勾配で計画した。 ・ のり面を〇〇(草本種)により緑化した。 <のり面の計画がない場合> ・ のり面は発生しない計画とした。	
		オ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	<行為地に樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合> ・ 行為地内にある樹齢〇年の古木を残せるような土地の利用計画とした。 ・ 〇〇の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせた。 <行為地に樹姿、樹勢の優れた樹木がない場合> ・ 行為地に樹姿、樹勢の優れた樹木はない。	
③ 土 石 の 採 取 又 は 鉱 物 の 掘 採	ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。	・ 採取、掘採場所を1箇所とせず、分散して計画し、地形の改変によって、景観に与える影響を少なくした。		
	イ 期間及び規模は、必要最小限にとどめること。	・ 事業期間及び規模は、最小限とし、行為後はできる限り速やかに露出した地肌の緑化を行う。		
	ウ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	・ 道路から目立ちにくい位置で採取を行う。 ・ 採取地周辺を塀で囲い、採取によって発生するのり面を目立たなくした。		
	エ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	・ 採取の時期を分散して計画し、採取完了ごとに緑化を行う計画とする。 ・ 採取地に自生していた植物を、一時的に別の場所へ移植し、それらを行為後にもとの場所へ戻す計画とする。		
④ そ の 他 の 物 件 の 堆 積 屋 外 に お け る 土 石 、 廃 棄 物 、 再 生 資 源	ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。	・ 物品の集積(貯蔵)が、景観に著しい改変を与えないよう配慮した。		
	イ できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	・ 道路から離れた位置に集積する計画とした。 ・ 集積する位置を建築物の背後とした。		
	ウ 積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	・ できる限り積み上げる高さを低くした。 ・ 集積物を規則的に並べる計画とした。		
	エ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	<行為地が公共の場所に接する場合> ・ 周囲に塀を設けるとともに、塀の前面に〇〇(樹種)の植栽を設けた。 ・ 出入口は最小限とした。 <行為地が公共の場所に接しない場合> ・ 行為地は、公共の場所に接していない。		

(参考様式)

委任状

書類作成を代理人に依頼する場合は、
委任状を添付してください。
※届出者が自ら書類を作成する場合は、
添付不要です。

代理人

氏名 景観設計事務所 景観 次郎

住所 紀宝町〇〇 〇〇番〇〇号

連絡先(電話番号) (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) 熊野市〇〇町〇〇番〇〇号における

(行為の名称) 景観邸(住宅)の新築工事に関する

- ・ 三重県景観計画に係る景観法第16条の規定による届出に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

〇〇年 〇月 〇日

委任者

住所 熊野市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 熊野 太郎

印

5 届出様式等

様式第1号(第3条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
		用途 ()				
	目的	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
		種類 ()				
		(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () -				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄				※処理欄		

(規格A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあつては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 （該当行為に○を付けてください）			届出部分	既存部分	合計		
	敷地面積		m ²	m ²	m ²		
	建築面積		m ²	m ²	m ²		
	延べ面積		(階) m ²	(階) m ²	(階) m ²		
	高さ		m	m	m		
	構造						
	外部仕上げ	屋根	色彩	届出部分		既存部分	
			素材				
		外壁	色彩				
			素材				
敷地の緑化			届出部分	既存部分	合計		
	緑地面積		m ²	m ²	m ²		
	樹種等						
その他							
外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）	(対象建築物)		変更面積	変更後	変更前		
	屋根	外観面積	m ²				
		建築面積					
	外壁	延べ面積	m ²				
		高さ					
構造		m ²					
		素材	m ²				
景観上配慮した事項 その他参考となる事項							

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、三重県景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(三重県景観規則第6条第1項第 号該当)			
新設・増築・改築・移転 (該行為に○を付けてください)		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積 (太陽電池モジュールの合計面積)	m ²	m ²	m ²	
	高さ	() m	() m	() m	
	構造				
	仕 上 げ		届出部分		既存部分
		色彩			
		素材			
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計
		緑地面積	m ²	m ²	m ²
樹種等					
その他					
外観の色彩の変更 (修繕・模様替・)	(対象工作物) ・外観面積 _____ m ² ・築造面積 _____ m ² ・高さ _____ m ・構造 _____		変更面積	変更後	変更前
		色彩	m ²		
		素材	m ²		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、三重県景観規則第6条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積（太陽電池モジュールの合計面積）」欄には、当該工作物の水平投影面積（太陽光発電施設の場合は、設置する太陽電池モジュールの合計面積）を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。
（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

行為の内容 （開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____m ²	変更後の土地の形状	
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ _____m	のり 法 面 等 の 外 観	
	長さ _____m 勾配 _____	緑化の方法	
土石の採取・ 鉱物の掘採	土地の面積 _____m ²	採取又は掘採の位置・方法	
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ _____m	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	長さ _____m 勾配 _____		
屋外における 土石・廃棄物・ 再生資源その 他の物件の堆 積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は貯蔵 の高さ	堆積又は貯蔵の位置・方法	
	高さ _____m	遮蔽の方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「^{のり}法面等の外観」欄には、^{のり}法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉋物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「^{のり}跡地の緑化の方法等」欄には、^{のり}跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び^{のり}法面の形状や行為地の周囲の地形に合わせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第2号（第8条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号
2 行為の場所
3 設計又は施行方法の変更の概要
〔変更前〕
〔変更後〕
4 変更理由

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

（規格 A4）

景観形成基準チェックシート

「届出書」に必要な添付書類（景観法施行規則又は三重県景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名			
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 共通的事項	① 熊野川から眺望できる景観が、世界遺産のコアゾーン及びバッファゾーンと一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう、周囲の景観との調和を図ること。		
	② 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。		
	③ 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。		
	④ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。		
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。	
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。	
		c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。また、熊野川から見たときに、山稜のスカイラインから突出しない配置及び規模とすること。	
		d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。	
		e) 行為地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否		
2 個別的事項	① 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模	f) 集落にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
		g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。			
	イ 形態及び外観	a) 熊野川から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び外観とすること。			
		b) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。			
		c) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。			
		d) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。			
		e) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。			
		f) 集落では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。			
		g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。			
	ウ 色彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。			

項 目		基 準			
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観の変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ウ 色彩	b) 建築物及び工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、又は他の法令等の規定により、これら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。		
			(建築物及び工作物の外観の基調色として使用可能な色彩の範囲)		
			色相	明度	彩度
			0.1R～10R	8未満	3未満（無彩色含む）
			0.1YR～2.5Y	8未満	4未満（無彩色含む）
			上記以外	8未満	2未満（無彩色含む）
			(建築物及び工作物の外観の副基調色として使用可能な色彩の範囲)		
			色相	明度	彩度
			0.1R～10R	7以上8未満の場合	4未満（無彩色含む）
				7未満の場合	6未満（無彩色含む）
0.1YR～2.5Y	8未満	6未満（無彩色含む）			
2.6Y～10Y	8未満	4未満（無彩色含む）			
上記以外	8未満	3未満（無彩色含む）			
具体的な配慮又は工夫の内容				※適否	
基 準				具体的な配慮又は工夫の内容	
c) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。				※適否	
エ 素材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。			※適否	
	b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。			※適否	
	c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。			※適否	
	d) 集落、文化財等に近接する地域では、集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。			※適否	

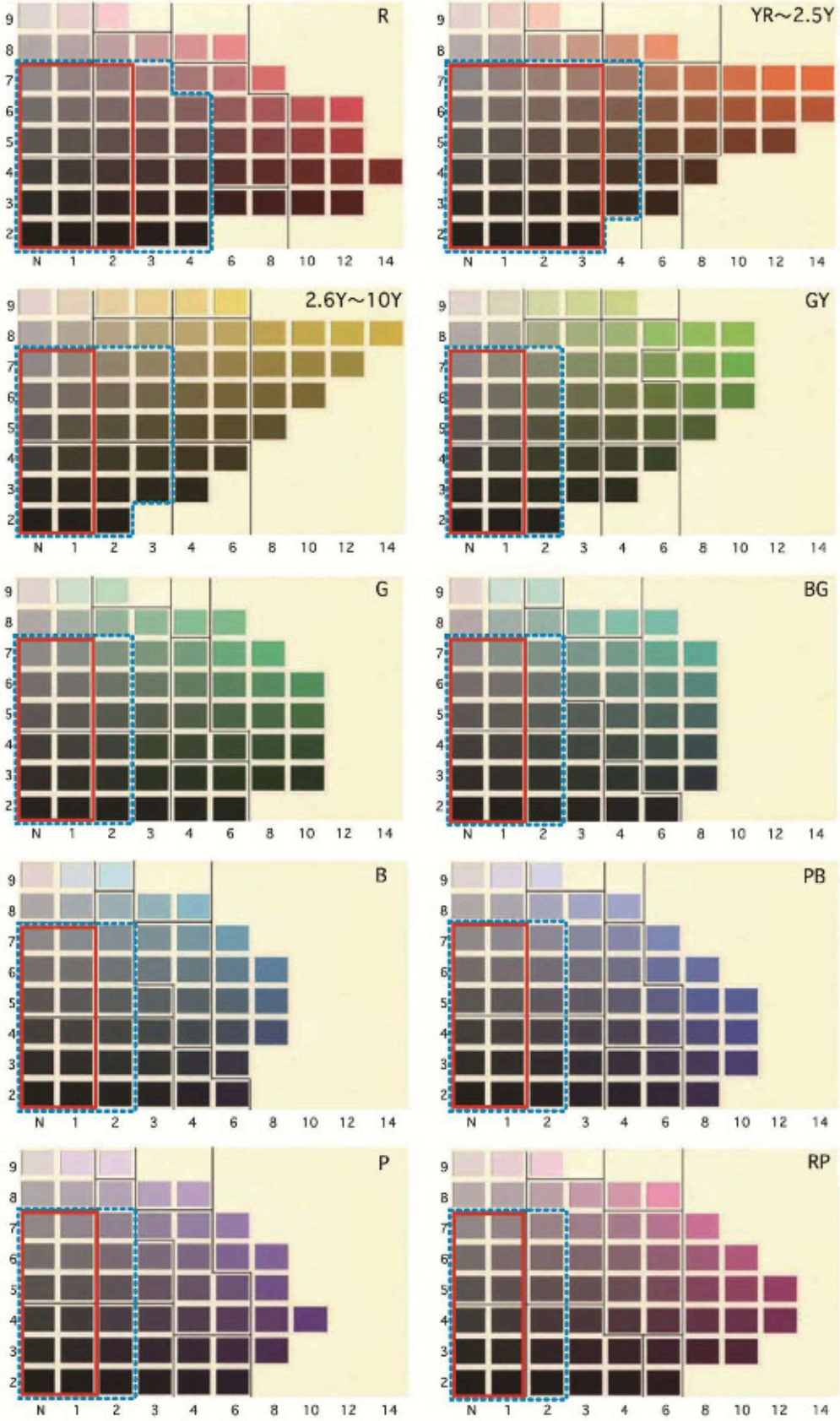
項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否		
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	オ 緑化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。		
		b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。			
		c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。			
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。			
		b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。			
		c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせて、できる限り周辺の景観に調和させること。			
2 個別的事項	② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）	ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。			
		イ 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。			
		ウ できる限り現況の地形を活かし、長大な法面又は擁壁が生じないようにすること。			
		エ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。			
		オ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。			

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個 別 的 事 項	③ 土石の採取又は鉤物の掘採	ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。	
		イ 期間及び規模は、必要最小限にとどめること。	
		ウ 土石の採取又は鉤物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	
		エ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	
堆積	④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の	ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。	
		イ できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	
		ウ 積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	
		エ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	

参考資料（色相別カラーチャート）

凡例

- : 建築物及び工作物の外観の基調色として使用可能な色彩の範囲
- ⋯ : 建築物及び工作物の外観の副基調色として使用可能な色彩の範囲



参考資料（熊野川流域における景観資源）

熊野川流域における主な景観資源について、熊野川流域景観計画のなかで示されているものは、次のとおりです。

分類	熊野川流域における景観資源	
	熊野市紀和町内	紀宝町内
自然的資源	熊野川の流れ（瀬、湊） 小船梅林 禅燈寺のイロハモミジ 楊枝川原 机石 など	熊野川の流れ（瀬、湊） 蛇和田の滝 飛鉢ノ峰 <small>なぬがまき</small> 七日巻（湾曲した湊） 骨嶋 飛雪の滝 昼嶋 弁慶の足跡 <small>おんべ ぶんけい</small> 苞苴の湊 御船島 亀島 など
歴史・文化的資源	川丈街道（川端街道）跡 禅燈寺 楊枝薬師堂 楊枝の渡し 地藏道標 御本明神 本竜寺 和気神社 など	川丈街道（川端街道）跡 宣旨帰り 比丘尼転び 浅里神社 大龍寺 乙基の渡し 御船祭 など
社会・経済的資源	小船梅まつり など	飛雪の滝キャンプ場 浅里展望台 三反帆 など

熊野川流域景観計画に基づく行為の
届出の手引き

三重県 県土整備部 都市政策課

TEL:059-224-2748

FAX:059-224-3270

MAIL:keimachi@pref.mie.lg.jp

〒514-8570 三重県津市広明町13